



平成 29 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 トーモク
 代表者名 代表取締役社長 齋藤 英男
 (コード番号3946 東証 1 部)
 問合せ先 常務取締役 内野 貢
 TEL (03) 3213-6811

転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成29年3月3日開催の取締役会において決議いたしました、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行条件等につき、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権に関する事項

- (1) 転換価額 393 円
 転換価額等決定日 平成 29 年 3 月 13 日 (月)
 ・転換価額等決定日の株式会社東京証券取引所における
 当社普通株式の普通取引の終値 348 円
 ・アップ率 $[\{(転換価額) / (株価(終値)) - 1\} \times 100]$ 12.93%
- (2) 基準配当金 (平成29年3月3日付公表文※13. (12) ①参照) 15,264 円

2. 社債に関する事項

- ・組織再編行為償還金額 (平成 29 年 3 月 3 日付公表文※12. (3) ②参照)
 組織再編行為償還金額(%)

償還日	参照パリティ						
	70	80	90	100	110	120	130
平成29年 3月21日	98.02	99.97	103.00	107.29	113.04	120.39	130.00
平成30年 3月17日	98.36	100.16	103.06	107.28	113.00	120.41	130.00
平成31年 3月17日	98.65	100.24	102.96	107.09	112.81	120.30	130.00
平成32年 3月17日	98.92	100.17	102.61	106.60	112.38	120.08	130.00
平成33年 3月17日	99.26	99.92	101.77	105.49	111.47	119.77	130.00
平成34年 3月17日	100.00	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

ご注意：この文書は、いかなる証券の投資勧誘行為の一部をなすものではなく、当社の第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（「本新株予約権付社債」）発行に関する記者発表文であって、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社作成の届出目論見書及びその訂正事項分をご覧頂きご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国での本新株予約権付社債の投資の募集、購入の勧誘行為の一部を構成せず、当社は本新株予約権付社債につき 1933 年米国証券法に基づく証券登録はしておらずその予定もございません。同法に基づく証券登録又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国での証券の募集又は販売はできません。なお、本件では米国での証券の募集は行われません。

3. 申込期間 平成 29 年 3 月 14 日 (火) ～平成 29 年 3 月 15 日 (水)
4. 払込期日 (新株予約権の割当日) 平成 29 年 3 月 21 日 (火)
- ※ 平成 29 年 3 月 3 日付の当社公表文「第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ」をいいます。

【ご参考】本新株予約権付社債の概要

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 社債の総額 | 金 3,000 百万円
なお、上記総額のうち、545 百万円が、欧州及びアジアを中心とする海外市場 (ただし、米国及びカナダを除く。) の海外投資家に対して販売されます。 |
| (2) 社債の利率 | 本社債には利息を付さない。 |
| (3) 社債の払込金額 (発行価額) | 各社債の金額 100 円につき金 100 円 |
| (4) 社債の発行価格 | 各社債の金額 100 円につき金 102.5 円 |
| (5) 行使請求期間 | 平成 29 年 5 月 1 日から平成 34 年 3 月 16 日までの間 |
| (6) 償還期限 | 平成 34 年 3 月 18 日 |

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券の投資勧誘行為の一部をなすものではなく、当社の第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債（「本新株予約権付社債」）発行に関する記者発表文であって、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社作成の届出目論見書及びその訂正事項分をご覧頂きご自身の判断でなさるようお願い致します。また、この文書は、米国での本新株予約権付社債の投資の募集、購入の勧誘行為の一部を構成せず、当社は本新株予約権付社債につき 1933 年米国証券法に基づく証券登録はしておらずその予定もございません。同法に基づく証券登録又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国での証券の募集又は販売はできません。なお、本件では米国での証券の募集は行われません。